熊谷市元気な農業支援事業費補助金交付要綱

令和５年５月１９日市長決裁
令和８年３月１１日市長決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、本市農業者が購入する農業機械の費用の一部を補助することで農業者の営農を支援し、農業の振興と農地の保全を目的として、予算の範囲内で熊谷市元気な農業支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要事項を定めるものとする。

２　前項の補助金に係る事務手続等に関しては、熊谷市補助金等の交付手続等に関する規則（平成１７年規則第５９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業）

第２条　補助対象機械は、別表に掲げるとおりとし、申請する年度内に購入したもの又は購入する予定のものとし、事業費が１０万円以上（消費税及び地方消費税を含まない額）の新品のものとする。

（補助対象者）

第３条　補助対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）個人にあっては、市内に住所を有すること。

（２）法人及び団体にあっては、本店又は主たる事務所を市内に有すること。

（３）別表に掲げる採択基準を満たすものとし、かつ、申請する対象機械について国、県及び市の補助を受けていないこと。

（４）令和８年度以後にこの要綱による補助金の交付を受けていない者。

（５）市税に滞納がないこと。

（補助対象経費）

第４条　補助対象経費は、別表に掲げる機械購入に要する経費（消費税及び地方消費税を含まない額）とする。

（補助額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の合計額に別表に掲げる補助率を乗じた額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、別表に掲げる限度額を上限とする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとするものは、熊谷市元気な農業支援事業費補助金交付申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（交付等の決定）

第７条　市長は、補助金の交付を決定したときは、熊谷市元気な農業支援事業費補助金交付決定通知書（様式第２号）により、交付の申請を行ったものに通知するものとする。

２　市長は、補助金の不交付を決定したときは、熊谷市元気な農業支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第３号）により、交付の申請を行ったものに通知するものとする。

（計画変更等の承認）

第８条　補助金の交付決定を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、熊谷市元気な農業支援事業費補助金計画変更（中止、廃止）申請書（様式第４号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

（２）補助対象事業の計画を変更しようとするとき又は中止し、若しくは廃止しようとするとき。

（３）補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難になったとき。

（実績報告）

第９条　補助金の交付決定を受けたものは、熊谷市元気な農業支援事業費補助金実績報告書（様式第５号）を、補助対象事業の完了の日から起算して３０日または、補助金の交付を受けようとする会計年度の３月３１日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

２　前項の実績報告書には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

（１）事業報告

（２）経費精算額算出基礎

（３）その他市長が必要と認める書類

（額の確定の通知）

第１０条　市長は、前条の実績報告書等の提出を受け、交付すべき補助金の額が確定したときは、熊谷市元気な農業支援事業費補助金確定通知書（様式第６号）により、実績の報告を行ったものに通知するものとする。ただし、当該額が第７条の交付決定通知書に記載された額と同額である場合は、この通知を省略することができる。

（交付の請求）

第１１条　補助金の交付を請求しようとするものは、熊谷市元気な農業支援事業費補助金交付請求書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第１２条　補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、熊谷市元気な農業支援事業費補助金返還命令書（様式第８号）により当該交付を受けた者に通知し返還を命ずる。

（１）申請内容に虚偽の記載があったとき。

（２）この要綱の規定に違反すると市長が認めたとき。

（書類の整理）

第１３条　補助対象者は、補助事業にかかる収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、これらの証拠書類を整備保管する。

２　前項の証拠書類は、補助対象機械の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年３月３１日大蔵省令第１５号）第１条第１項に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）が経過するまで保管するものとする。

（財産処分の制限）

第１４条　補助金の交付を受けた者は、補助対象機械を、交付の目的に反して使用し、譲渡

し、交換し、貸付又は担保に供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

（１）交付を受けた補助金を返還したとき。

（２）補助対象機械の耐用年数を経過したとき。

（３）その他市長が認めたとき。

２　補助金の交付を受けた者は、前項第３号に規定する承認を受けようとするときは、熊谷市元気な農業支援事業費補助金財産処分承認申請書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

（財産処分の承認）

第１５条　市長は、前条第２項の承認申請書が提出された場合は、速やかにその内容を審査し、熊谷市元気な農業支援事業費補助金財産処分承認（不承認）通知書（様式第１０号）により当該申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により財産処分の不承認を決定したときは、その理由を付さなければならない。

（その他）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、決裁日から施行する。

２　この要綱は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までに助成金の交付を受けた者については、第１２条から第１６条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から一部改正し施行する。

２　この要綱は、令和１１年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までに助成金の交付を受けた者については、第１２条から第１６条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表（第２条・第４条・第５条関係）

No.	対象機械類	採　択　基　準	補助率	限度額
1	農産物収穫機、農産物移植機、農産物調整機、管理機、トラクター（２０ＰＳ以上）等	・認定農業者 ・認定新規就農者	３/１０以内 ただし、認定新規就農者については ５/１０以内	２００千円
		・申請する前１年間において農産物年間販売額が５０万円以上の者	３/１０以内	１００千円

※１　採択をするにあたっては、当該対象機械が効率的かつ目的に沿った継続的な管理運営に必要な体制が整備されていること。

※２　農業以外への使途が可能な汎用的な、冷蔵庫、トラック、バックホー、フォークリフト等は対象外とする。

※３　農業用倉庫、作業場、ハウス等の施設は対象外とする。

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

熊谷市長　　宛

住所
申請者　（所在地）
氏名　　㊞
（名称及び代表者氏名）
電話番号

熊谷市元気な農業支援事業費補助金交付申請書

年度の補助金の交付を受けたいので、熊谷市元気な農業支援事業費補助金交付要綱第６条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１　交付申請額　　金　　円

２　申請区分（該当に☑）　　□認定農業者　　□認定新規就農者
□農産物年間販売額５０万円以上の農家

３　着手（予定）年月日　　着手　　年　　月　　日
及び完了（予定）年月日　　完了　　年　　月　　日

４　申請額算出基礎　　別紙のとおり

５　添付書類　ア　市税に滞納がないことの証明
イ　見積書
ウ　カタログ
エ　定款（法人の場合）
オ　その他市長が必要と認める書類

※下欄への署名により、担当職員による市税の納税状況の確認に同意することで、市税に滞納がないことの証明の添付に代えることができます。

同意欄

補助金の交付決定の手続に関し、審査のため市税の納税状況を担当職員が確認することについて同意します。

氏名　　印
（名称及び代表者氏名）

別紙　　年度　申請額算出基礎

単位：円

補助対象機械名	補助対象経費の予定額（税抜）	補助対象経費の財源内訳			備考
		補助金等	自主財源	その他	
合計額					

様式第２号（第７条関係）

文書記号第　　号
年　　月　　日

様

熊谷市長　氏　　名　印

熊谷市元気な農業支援事業費補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けをもって申請のありました　　年度熊谷市元気な農業支援事業費補助金につきましては、審査の結果、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

補助金交付額　金　　円

様式第３号（第７条関係）

文書記号第　　号
年　　月　　日

様

熊谷市長　氏　　名　　印

熊谷市元気な農業支援事業費補助金不交付決定通知書

年　　月　　日付けをもって申請のありました　　年度熊谷市元気な農業支援事業費補助金につきましては、審査の結果、下記のとおり交付しないことに決定しましたので通知します。

記

不交付の理由

様式第４号（第８条関係）

年　　月　　日

熊谷市長　　宛

住所
申請者　　（所在地）
氏名　　㊞
（名称及び代表者氏名）

熊谷市元気な農業支援事業費補助金計画変更（中止、廃止）申請書

　　年　　月　　日付け文書記号第　　号で交付決定を受けた　　年度熊谷市元気な農業支援事業費補助金について、その補助金の基礎となった事業計画等に変更が生じたので、熊谷市元気な農業支援事業補助金交付要綱第８条の規定により、次のとおり提出します。

記

１　変更理由

２　補助金交付決定書による交付額　　金　　円

３　変更申請額　　金　　円

４　変更申請額算出基礎　　別紙のとおり

別紙　　年度　変更申請額算出基礎

単位：円

補助対象機械名	補助対象経費の予定額（税抜）	補助対象経費の財源内訳			備考
		補助金等	自主財源	その他	
合計額					

様式第５号（第９条関係）

年　　月　　日

熊谷市長　　宛

住所
申請者　（所在地）
氏名　　㊞
（名称及び代表者氏名）

熊谷市元気な農業支援事業費補助金実績報告書

年　　月　　日付け文書記号第　　号で交付決定を受けた　　年度の補助事業が完了したので、熊谷市元気な農業支援事業費補助金交付要綱第９条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

１	交付決定額	金　　円
２	事業完了後の経費清算額	金　　円
３	着手年月日	着手　　年　　月　　日
	及び完了年月日	完了　　年　　月　　日
４	事業報告	別紙のとおり
５	経費精算額算出基礎	別紙のとおり

別紙

年度事業報告

年月日	実施事業	付記

別紙　　年度　経費精算額算出基礎

単位：円

補助対象機械名	補助対象経費の額		補助対象経費の財源内訳			備考
	申請額	精算額	補助金等	自主財源	その他	
合計額						

様式第６号（第１０条関係）

文書記号第　　号
年　　月　　日

様

熊谷市長　氏　名　㊞

熊谷市元気な農業支援事業費補助金確定通知書

年　　月　　日付けをもって熊谷市元気な農業支援事業費補助金実績報告書により必要な審査の結果、適合すると認め、その額が確定したので熊谷市元気な農業支援事業費補助金交付要綱第１０条の規定により通知します。

記

補助金の確定額　　金　　円

様式第７号（第１１条関係）

年　　月　　日

熊谷市長　　宛

請求者　住所
（所在地）
氏名　　㊞
（名称及び代表者氏名）

熊谷市元気な農業支援事業費補助金請求書

熊谷市元気な農業支援事業費補助金交付要綱第１１条の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

１　請求金額　　金　　円

２　振込先

金融機関名
支店名
預金種別
口座番号
口座名義（フリガナ）

様式第８号（第１２条関係）

文書記号第　　号
年　　月　　日

様

熊谷市長　　氏　　名　㊞

熊谷市元気な農業支援事業費補助金返還命令書

年　　月　　日に交付した補助金については、下記のとおり返還を命じます。

記

１　返還金額　　金　　円
２　返還期限　　年　　月　　日
３　返還方法
４　理由

様式第９号（第１４条関係）

年　　月　　日

熊谷市長　　宛

申請者　住所
（所在地）
氏名　　㊞
（名称及び代表者氏名）

熊谷市元気な農業支援事業費補助金財産処分承認申請書

年　　月　　日付け文書記号第　　号で交付決定を受けた　　年度の補助事業について、財産処分の承認を受けたいので、熊谷市元気な農業支援事業費補助金交付要綱第１４条の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　申請する機械名

〔　　〕

２　処分の内容（該当する項目を〇で囲んでください）

売却　・　譲渡　・　交換　・　貸与　・　担保　・　廃棄　・　その他

３　２において、「その他」の場合は内容を記入し、「その他」以外の場合は相手方を記入してください。

〔　　〕

４　処分の理由

〔　　〕

５　処分の時期

年　　月　　日から（　　年　　月　　日まで）

様式第１０号（第１５条関係）

文書記号第　　号
年　　月　　日

様

熊谷市長　　氏　　名　㊞

熊谷市元気な農業支援事業費補助金財産処分承認（不承認）通知書

年　　月　　日付の申請につきましては、審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

１　　決定事項

	承　認	承認の条件　※
	不承認	理由

※承認において条件がある場合のみ記入します。